

A2 橋本市訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表

(橋本市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用します。)

令和6年4月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービス11	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	1,176単位 日割の場合	39単位 39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	2,349単位 日割の場合	77単位 77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13	(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	3,727単位 日割の場合	123単位 123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位	287
A2	2511	訪問型独自サービス22	(2)生活援助が中心である場合 一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179
A2	2621	訪問型独自サービス23	二)所要時間45分以上の場合	220単位	220
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	(3)短時間の身体介護が中心である場合	163単位	163
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	12単位減算	-12
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	(1)1週に1回程度の場合 日割の場合	1単位減算	-1
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2)1週に2回程度の場合	23単位減算	-23
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	日割の場合	1単位減算	-1
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3)1週に2回を超える程度の場合	37単位減算	-37
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割の場合	1単位減算	-1
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	3単位減算	-3
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	2単位減算	-2
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23	(2)生活援助が中心である場合 一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	二)所要時間45分以上の場合 (3)短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	二 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位加算	50
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	ヘ 介護職員処遇改善加算 (2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	チ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000加算	

	新設
	変更

### A3 橋本市訪問型サービスA(独自)サービスコード表

(訪問型サービスA:緩和した基準によるサービス)

令和6年4月1日

サービスコード		サービス内容略称	単位数	算定単位	給付率	1単位	算定概要・要件
種類	項目						
A3	1001	訪問型サービスA 1割負担	201	1回につき	90%	10円	日常生活に必要な家事等を行う。1回1時間程度。
A3	1002	訪問型サービスA 2割負担	201	1回につき	80%	10円	日常生活に必要な家事等を行う。1回1時間程度。
A3	1003	訪問型サービスA 3割負担	201	1回につき	70%	10円	日常生活に必要な家事等を行う。1回1時間程度。
A3	1004	訪問型サービスA 4割負担	201	1回につき	60%	10円	日常生活に必要な家事等を行う。1回1時間程度。

A6 橋本市通所介護相当サービス(独自)サービスコード表(橋本市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)について全ての事業者が使用します。)

令和6年4月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位		
種類	項目		事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2	日割の場合				
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798単位	59単位	1,798	1月につき		
A6	1112	通所型独自サービス11日割				59	1日につき		
A6	1121	通所型独自サービス12		3,621単位		3,621	1月につき		
A6	1122	通所型独自サービス12日割			119単位	119	1日につき		
A6	1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	※1月の中で全部で4回まで		436単位	436		
A6	1123	通所型独自サービス22		※1月の中で全部で8回まで		447単位	447		
A6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1		18単位減算	-18	1月につき	
A6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12				36単位減算	-36	1月につき	
A6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4単位減算	-4	1回につき
A6	C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援2		4単位減算	-4	1回につき
A6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	事業対象者・要支援1		18単位減算	-18	1月につき	
A6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		36単位減算	-36	1月につき	
A6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1単位減算	-1	1日につき	
A6	D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1		4単位減算	-4	1回につき
A6	D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援2		4単位減算	-4	1回につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の5%加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の5%加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の5%加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合		376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2				752単位減算	-752	1月につき	
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算3		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94	1回につき	
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100	1月につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算			150単位加算	150		
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)			160単位加算	160		
A6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅠ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88		
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算ⅠⅡ			事業対象者・要支援2	176単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅠ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算ⅡⅡ			事業対象者・要支援2	144単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅠ		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算ⅢⅡ			事業対象者・要支援2	48単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)		100単位加算	100		
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200		
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)		20単位加算	20	1回につき	
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)		5単位加算	5		
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	フ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の59/1000加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の43/1000加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の23/1000加算			
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の12/1000加算			
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の10/1000加算			
A6	6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	コ 介護職員等ベースアップ等支援加算			所定単位数の11/1000加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目		事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2	日割の場合		
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798単位		1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超			59単位	41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超			119単位	83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21回数・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	※1月の中で全部で4回まで		305	
A6	8013	通所型独自サービス22回数・定超		※1月の中で全部で8回まで		313	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目		事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2	日割の場合		
A6	9001	通所型独自サービス11・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	1,798単位		1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・欠			59単位	41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・欠		3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・欠			119単位	83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	※1月の中で全部で4回まで		305	
A6	9013	通所型独自サービス22・欠		※1月の中で全部で8回まで		313	1回につき

  新設  
  変更

## A7 橋本市通所型サービスA(独自)サービスコード表

(通所型サービスA:緩和した基準によるサービス)

令和6年4月1日

サービスコード		サービス内容略称	単位数	算定単位	給付率	1単位	算定概要・要件
種類	項目						
A7	1001	通所型サービスA 1割負担	323	1回につき	90	10	引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスを提供する。
A7	1002	リハビリテーション専門職配置加算 1割負担	30	1回につき	90	10	リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として機能訓練を実施する。
A7	1003	通所型サービスA 2割負担	323	1回につき	80	10	引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスを提供する。
A7	1004	リハビリテーション専門職配置加算 2割負担	30	1回につき	80	10	リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として機能訓練を実施する。
A7	1005	通所型サービスA 3割負担	323	1回につき	70	10	引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスを提供する。
A7	1006	リハビリテーション専門職配置加算 3割負担	30	1回につき	70	10	リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として機能訓練を実施する。
A7	1007	通所型サービスA 4割負担	323	1回につき	60	10	引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、自立支援に資する通所サービスを提供する。
A7	1008	リハビリテーション専門職配置加算 4割負担	30	1回につき	60	10	リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)のいずれかが配置され、利用者の運動器の機能向上を目的として機能訓練を実施する。

変更